

神奈川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第29条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年7月21日

神奈川県公安委員会

委員長 堀 本 久美子

1 氏名

村井 純一

2 住所

横須賀市日の出町1丁目2番地2 明香ビル1001

3 違反の事実

指定暴力団稲川会十代目横須賀一家伸道組幹部 村井純一は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、令和元年10月17日、神奈川県内の携帯電話販売店において、知人男性をして、携帯電話契約を締結させ、もって他人の名義を利用し、条例第26条の2第1項の規定に違反した。

これにより、令和2年5月28日、条例第28条第1項の規定による勧告を受けたが、当該勧告に従わず、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、同年8月31日、神奈川県内の不動産会社において、知人男性をして、戸建物件の賃貸借契約を締結させ、もって他人の名義を利用し、条例第26条の2第1項の規定に違反した。

このことは、条例第29条第1項第2号に該当する。